

平成26年度 雨水処理タンクエリアにおけるタンク天板部からの作業員落下に関する申し入れ事項(1月19日発生)

申し入れの内容	回答
<p>1 雨水処理タンクエリアのタンク設置工事における天板からの落下事故に関しては、事故の原因調査を早急を実施し、その調査結果を踏まえた再発防止対策を講じるとともに、現在行われている全ての作業における安全対策について、あらゆるリスクを想定した検証を行い、必要な見直しや強化を行うこと。</p>	<p>今回の転落事故に関しては、関係者からヒアリングを行った上で、現場の管理方法やタンクの構造等も踏まえ、災害の直接原因と背後要因の分析を行いました。</p> <p>直接原因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天板で作業（高所作業）にあたり、装備していた安全帯を使用していなかった ・タンク天板部にあるハッチの形状は、人とハッチの蓋が落下可能な構造だった等があげられました。 <p>直接原因の深堀により、抽出された背後要因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査が遅れると考え、ハッチの蓋を開けることを急いだこと等から、安全帯の使用を失念してしまった（推測） ・震災直後に定めたハッチの設計を用いており、蓋の落下防止対策が講じられていなかった等があげられました。 <p>上記の直接原因と背後要因を踏まえ、当該工事においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社・元請会社の社員及び作業員は、タンク天板での高所作業に従事する場合、フルハーネスタイプの安全帯を使用する <p>また、作業は二人以上で実施し、作業開始前に互いの安全帯使用状況を指差呼称で確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、今後設置するタンクは、ハッチの蓋が落下しない構造の設計とする ・元請会社は、ハッチの蓋が天板に取り付けられていないタンクは、ハッチの蓋を開ける作業前に、落下防止対策を実施する ・元請会社は、ハッチの蓋に二人で開ける原則を明示するとともに、安全帯使用等の注意標識を取付ける <p>等の対策を実施することとしております。</p> <p>（直接原因・背後要因分析結果の詳細については、資料「福島第一原子力発電所雨水受けタンク天板部からの元請社員転落による死亡災害について」参照）</p> <p>全ての作業に対して意識・手順・設備の観点から、作業上想定されるリスクを抽出した上で不安全箇所の抽出・是正等、確実な点検を実施し、十分な安全確認を行った上で作業を再開することとしました。</p> <p>具体的には、意識の観点としては、基本動作の徹底、高所作業における保護具等の安全装備品装着の徹底、作業ルールの理解やTBM-KYの必要性について徹底しました。</p> <p>手順の観点からは、手順書の有無確認、手順書内容の適切性の確認、手順における留意点の確認、治具使用手順の確認等を実施しました。</p> <p>さらに、設備の観点からは、不安全箇所の確認として、重量物、開口部、アンバランス（吊り上げ）、高所、手すり、治具、暗所（照明）等の観点で不安全箇所を抽出し、是正処置を実施することにより安全対策の強化・徹底を行っております。</p> <p>是正が必要とされた項目の一例としては、収集柵の開口部にバリケードを設置、作業床上に安全帯の使用の標識を設置、設備保護の観点から接触防止のバリケードを設置等の是正・改善処置を実施しております。</p>

	申し入れの内容	回答
2	関係事業者に対して再発防止対策を徹底するとともに、全ての作業において、改めて、作業開始前における手順確認の励行など作業における基本的な安全確保について、十分な指導等を行うこと。	上記に示す通り、今回の転落事故に関する分析の結果、抽出された直接原因及び背後要因に対する再発防止対策を安全推進協議会、朝礼・事例検討会への参加等を通じて、関係事業者に対して徹底してまいります。 今回の災害に鑑み、福島第一原子力発電所に入域する当社社員、協力企業の全社員を対象に、本災害及び2F・KKで発生した災害に対しても事例検討を行い、作業手順の事前確認、安全装具の使用徹底、単独行動の禁止等の重要性について周知・徹底を図りました。今後実施する作業においても作業開始前における手順確認の励行等、作業における基本的な安全確保に元請企業や協力企業と一体となって取り組んでまいります。